

令和5年度 摂津市人間尊重のまちづくり審議会 要点録

日 時：令和6年2月13日(火)午前10時30分から午後0時まで

場 所：摂津市役所 2階203会議室

出席者：委員12人（3人欠席）

事務局：由井人権女性政策課長、和田係員

次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員紹介
5. 会長、副会長選任
6. 令和4年度における人権行政推進計画（改訂版）の振り返り
第2期人権行政推進計画について
7. その他
8. 閉会

議事録（要約）

【開 会】

事務局：（あいさつ）

今期より、新たな任期となっている関係から、委嘱式を執り行う。

市 長：（委嘱状交付）（あいさつ）

事務局：（事務局紹介）（資料の確認）（審議会開会規則の説明）（委員の出席状況報告）（各委員自己紹介及び団体の活動紹介）（会長、副会長選任）

本日は委員長が欠席のため、これより議事の進行を副委員長にお願いする。

副委員長：それでは、摂津市人間尊重のまちづくり審議会を開会する。次第に沿って進めさせていただく。案件6「令和4年度における人権行政推進計画（改訂版）の振り返りと、第2期人権行政推進計画」について、事務局より説明をお願いする。

事務局：新たな委員となられた方がいるため、人間尊重のまちづくりの基となる、人権行政推進計画の動きについてご説明申し上げます。

最初にこの計画が策定されたのは平成16年となり、5年ごとに内容の見直し、10年ごとに計画全体の改定を行ってきた。この計画の策定、見直し、改定の際には、歴代審議委員の方々にご意見をいただき、様々な人権問題の解決に向けた施策を講じ、市全体での推進を図っているところである。そして、前期改訂版の計画策定から10年を迎え、令和5年度からは新たに「第2期人権行政推進計画」が策定されている。この第2期の計画策定において前期に引き続き委員となられた方々には、大変ご尽力をいただいた。現在は、第2期の計画を進めているところだが、前年度から引き続き取り組んでいる施策や、今期から新たに盛り込

まれた施策等がある。そのため、本日は令和4年度の取組内容から、第2期の計画内容へつなげる形でのご説明をさせていただきたい。

皆様には今後のさらなる施策推進のため、気づいたことやご質問、些細なことでも遠慮なく、率直なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

(人権行政推進計画(改訂版)冊子19～25ページの各施策・計画に係る令和4年度実施事業について事前送付資料を用いた説明) ※摂津市行政経営戦略進捗状況にて確認可

19ページ(1)人権啓発

- ・②人権意識の高揚：人権啓発推進事業(人権女性政策課)における「人権を考える市民のつどい」に関する報告

- ・③平和意識の高揚：平和施策推進事業(人権女性政策課)における「核兵器禁止条約の早期締結を求める署名数」に関する報告

- ・同上：公民館講座開催事業(生涯学習課)における「へいわのえほん 英語で学ぶ」の新たな実施に関する報告

20ページ(2)人権教育

- ・②生涯教育の充実：適応指導教室事業(教育支援課)における「以南エリアの教室増設(令和5年度)」に関する報告

- ・④平和教育の推進：国際理解教育推進事業(学校教育課)における「国際理解社会人講師の派遣」に関する報告

21ページ(3)人権擁護

- ・①人権擁護活動の推進：家庭児童相談事業(家庭児童相談課)における「児童虐待相談の対応件数」に関する報告

- ・③人権救済制度の確立：人権啓発推進事業(人権女性政策課)における「スマホ・ケータイ人権教室の実施」に関する報告

- ・同上：国際交流事業(自治振興課)における「外国人市民相談の業務委託(国際交流協会)による対応言語の拡充」に関する報告

(第2期人権行政推進計画(概要版)及び冊子32～41ページに基づき説明)

今までの計画に加えて新たに盛り込まれた点

- ・性の多様性に関する理解の増進及び当事者が抱える課題解決に向けた取組の充実(※)
(※従来は男女共同参画計画～ウィズプラン～のみでの取組み)
- ・外国人市民が孤立しない環境づくり

副委員長：今の説明について、ご意見やご質問等はないか。

委員：第2期人権行政推進計画の冊子をこの場で初めて見るため、これから質問する内容はすでに記載があるかもしれない。

ハラスメントに関しての防止法令について、約3年前に制定され、各事業体においても努力義務だけでなく、完全な実施の義務化が謳われ、非常に厳しい法律であると理解している。改訂版の方では、10年前に策定したという年次の影響もあると思うが、国の取組みに関する資料

の中では触れていないようだが。(改訂版冊子45ページ)第2期の計画においては触れられていると思ってよいか。

事務局：お見込みのとおり。第2期計画の冊子35ページの最下部に記載があるが、職場におけるハラスメントの防止という方向性を定めている。取組み内容としては、人権尊重の意識を職員に持ってもらうため、市において策定している「職場におけるハラスメント防止指針」の周知を徹底し、ハラスメントの根絶に取り組むとある。研修担当の人事課と人権女性政策課にて今後さらなる推進を図る。

委員：それに関連して、典型的なハラスメントについてはセクハラ・パワハラがあるが、社会的認知の低いもので、エイジングハラスメントがある。これについて、改訂版冊子32ページにおいては「年寄りの出る幕ではない」等の間接的な記載はされているが、人権問題として議論及び検討はなされなかったのか。

事務局：第2期計画の冊子32ページに記載のとおり、摂津市では分野ごとに様々な計画が策定されている。人権女性政策課では、人権に関する「人権行政推進計画」と女性問題等に関する「男女共同参画計画」を策定しているところである。改訂版の計画では、高齢者や障害、外国人問題をはじめ、環境に関わる部分についても盛り込んでいたが、それぞれの分野ごとに計画策定をし、取組みを強化していくこととなった。記載のQRコードを読み込むと確認できるが、高齢者に対するハラスメントや介護問題に関しては、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等、分野ごとの計画でしっかりと網羅し、市全体で取り組んでいくという認識である。

委員：今は、「女のくせに」等の性差別が背景にある発言は死語としていかなければならないが、「年寄りの出る幕ではない」、「若者のくせに」等の年齢差別が背景にある発言についても同様である。人権行政推進計画では、高齢者だけに焦点を当てているように感じる。労働市場問題の話ではあるが、雇用対策法に年齢制限の禁止が義務付けられている。憲法14条に謳われている性差別の問題が男女雇用機会均等法の立法にまで広がってきたように、年齢差別の禁止についても、啓発をしていくことによって人権問題として浸透していくと思う。第2期の計画に、年齢差別の禁止について明記してはどうだろうか。

事務局：ご意見を承る。

副委員長：他にご意見やご質問等はないか。

事務局：先ほど、年齢や性別に関する差別発言については死語にしていかなければならないと仰っていただいた。つい先日、ある国会議員から外務大臣の容姿に対する差別発言があった。このことについて、世間からは批判する声が挙がったと聞いている。しかし、問題はそこではなく、差別発言があった際、その場にいた周囲の者から何ひとつ声が挙がらなかったことにあると考える。今後、当事者以外の者の視点についても考慮し、施策を進めていく必要がある。補足になるが、令和4年度の人権のつどいにおける講演会のテーマは「高齢者」であり、300人以上の市民が参加した。しかし、令和5年度に「障害」をテーマにしたところ、事務局側の周知・広報の至らなさもあるかもしれないが、参加者が激減した。これは、「高齢者」というテーマについては、誰しもがいつかは当事者及び介護者になることから、自分事として捉えられた結果だと考える。しかし、「障害」というテーマであっても、誰しもが障害を持つ可能性があるにも関わらず、当事者意識が薄い。障害者福祉協議会の会員が高齢化し、入会者数も減少して

いると聞いたが、若者でも障害を持つ可能性はある。自治会や母子福祉会においても言えることだが、入会しているといつかは役員をさせられるのではないかと、メリット・デメリットが先行しているように感じる。しかし、災害等の有事があった際には、どこにどのような境遇の誰が住んでいるという情報が必要となってくる。正直、市が全てを賄うのは不可能であるため、地域コミュニティというのは大変重要である。先日、国際交流協会のシンポジウムに参加したが、外国人市民が感じている困りごととして、賃貸契約が結べないというものがあった。貸主からすれば家賃収入となるはずであるが、外国人に対し、ゴミ出しルールを守らないのではないかと、大勢で集まって夜中に騒ぐのではないかと等の偏見があることから発生している問題であると思う。身体障害や精神障害を持つ人に対しても同様に、奇声を発して周囲の住人が退去してしまうのではないかとという偏見があるのではと考える。しかし、これらは全て「正しく知らない」ということから発生している差別であると思う。やはり、地域でつながり、お互いのことを知ることで解消される問題なのではないかと考える。ここでは、多くの団体から推薦された方に委員となっていていただいている。今後、そういった視点からも、委員の方々と事務局とのつながりを強化していきたいと思う。

副委員長：これからの任期である 2 年間、審議会委員としての意識を高く持ち、摂津市の人権における取組みを進めていけるよう、審議会に臨みたい。よろしく願い申し上げます。事務局から連絡事項等はあるか。

事務局：次回の審議会については、第 2 期計画における進捗報告を踏まえてご意見をいただきたい。日程については先となるが、令和 7 年 2 月頃を予定している。しかし、計画を進めていくにあたっては、年度途中で進捗確認を行い、年度末に進捗報告という形が望ましいと考える。今後、審議会開催を年 2 回とすることも視野に入れたい。次回の審議会開催通知の際にお知らせする。

副委員長：以上で、令和 5 年度摂津市人間尊重のまちづくり審議会を閉会する。